

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和7年5月29日（木） 午前10時00分～午後0時06分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	副委員長 野村 弘 委 員 川合ともゆき 木村さゆり 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう
欠席委員	大島令子
欠 員	1 人
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

（議長） 昨日、田崎あきひさ議員から議会運営委員会委員の辞職願の提出があり、現在閉会中のため、委員会条例第11条により議長として許可した。よって、委員が1人欠員の状況になった。

この対応をどのようにするかについて、本来、議会人事については会派代表者会議で話し合ってきたところだが、先の5月臨時会時に開かれた会派代表者において「会派等の状況に変更があった場合には議会運営委員会で話し合う」こととしたと思うので、今回は近日中に臨時の委員会を開催し、協議してもらいたい。欠員のままとするか、会派に属している議員から選出するか、会派に属さない3人の議員から選出するか等、会派内で意見をまとめておくよう願う。

本日の委員会は、委員長が欠けた状況ではあるが、第2回定例会に市長から提出予定の追加議案や一般質問の日程等、確認・決定しておくべきことがあるため、副委員長の議事進行で進めてほしい。

（なかじま委員）

田崎あきひさ議員の委員辞職の理由はどうか。

（議長） この件については、委員会の最後にあらためて議題とする。まずは他の議題を進めてほしい。

（副委員長） 議長からの指示を受け、本日は私、副委員長が議事進行を務める。

（市長） あいさつ

2 議題

(1) 令和7年第2回長久手市議会定例会議事日程について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、行政課長＞

・追加議案第45号

(副委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(なかじま委員)

追加議案第45号の審査に必要な補助資料を請求する場合、請求期限はいつまでか。

(総務部長) 資料作成にかかる時間も考慮すると、週明けの6月2日か3日までには請求いただきたい。

(なかじま委員)

補助資料を提出することに対して、執行部はどのような姿勢でいるのか。補助資料は執行部の善意で提出するものであって、義務ではないという認識か。もしくは、議案の審議・審査がスムーズに行われるように、請求されたものは提出するという姿勢か。

(総務部長) どちらもそのとおりである。執行部側として、提出する議案は可決していただきたいものであり、慎重審議・審査のための補助資料は可能な範囲で提出したいと思う。提出することを拒むものではないが、作成にも時間が必要であるため、理解をいただきたい。

(なかじま委員)

議長から、執行部側から「もう資料を作らない」と言われたため謝罪したと聞いた。資料を作成するかしないかを、執行部は脅しのように使うのか。

(総務部長) 何をもってそのような発言をされるのか分からない。先ほど申し上げたように、提出する議案は可決していただきたいものであり、求められた補助資料について手間がかかるとか、必要性がないという理由で「作成しない」と脅しをかけた記憶は、一切ない。

ただ、審議・審査は「議案」に基づいて行うのが基本であると考えます。審議・審査を深めるために最低限必要な資料ということであれば、可能な範囲で提出するよう努力したい。

(なかじま委員)

資料は善意で提出しているのではなく、必要なものを作成して提出しているという認識でよいか。

(総務部長) 繰り返しになるが、提出した「議案」に基づいて審議・審査を行うことが基本だと思っている。審議・審査を深めるために最低限必要とされる補助資料の提出については、請求に応じて努力していきたいが、限られた時間の中で作成するため、時には記載ミスが発生することもある。あくまで補助資料であると

いう認識の上、理解をいただきたい。

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席＞

イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

・発言通告 個人質問 15 人

・6月16日（月）5人、17日（火）5人、18日（水）5人

（副委員長）質問通告書の内容について意見はあるか。

（わたなべ委員外議員）

自分の通告書の中に漢字の誤りがあった。4項目めの2行目「歴月」と記載

しているが、正しくは「暦月」である。訂正したい。

（副委員長）訂正することとする。他に意見はあるか。

＜意見なし＞

（副委員長）一般質問の順序及び日程案について、説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜変更点の説明：事務局＞

・第1号 日程第3 議会運営委員会委員の選任について

日程第4 諸般の報告

1 常任委員会等正副委員長の選任について の「等」を削除

日程第5 追加議案第45号（議案上程、提案者の説明）

日程第6 追加議案第45号（議案質疑、委員会付託）

・第2号 日程第1 諸般の報告

議会運営委員会正副委員長の選任について

日程第3 追加議案第45号（委員長報告、質疑、討論採決）

・第3号～第5号 一般質問の質問順決定

・第6号 日程第2 常任委員会の閉会中の継続審査の申出について

日程第3 議員派遣の件

・議案第45号：教育福祉委員会に付託

（副委員長）説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和7年第3回定例会について

＜説明：事務局＞

・第3回定例会8月29日（金）から9月24日（水）までの27日間

（副委員長）説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

3 その他

- ・田崎あきひさ議員の議会運営委員会委員の辞職について

(なかじま委員)

辞職の理由はどのようなか。

(議長) 田崎議員から提出された辞職願を読み上げる。「今般、会派の異動に伴い、議長より議会運営委員会委員の資格がないとのご指摘を賜りました。私といたしましては、誠に心苦しい限りでございますが、議会運営の円滑化を最優先に考え、やむを得ず苦渋の決断として、全面的に議長のご判断を尊重し、令和7年5月28日付けをもって議会運営委員会委員を辞職いたします。なお、会派異動により委員資格を失う根拠につきまして、議会運営委員会でご確認、ご議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。」

(なかじま委員)

議長から、会派に属さない議員は議会運営委員会委員の資格がないと伝えたとという解釈でよいのか。

(議長) これまでは会派に属さない議員がわたなべ議員1人であり、議会運営委員会に委員外議員として出席してきた。議会人事を決める臨時会が5月9日に終わって、1週間後にあたる16日に会派「無会派の会」が解散し、会派に属さない議員は3人になった。3人のうち田崎議員をそのまま委員としていくのではなく、いったん辞職して、3人で話し合っただけで決め直す方がよいのではないかということについて、他の議員とも相談した上で、私から話をした。

(なかじま委員)

他の議員とは誰か。

(議長) 最終的には昨日、各会派の代表者に連絡し、意見の確認をした。会派「香流」の意見は午後0時くらいに議長室で受け、他の会派には電話で確認を取った。あと一つの会派だけ確認が取れていないという段階で、午後3時過ぎに田崎議員から辞職願の提出があった。

(なかじま委員)

自発的に辞職願を提出したという体裁にはなっているが、実際はきちんと田崎議員本人とのコミュニケーションが取られる前に提出があり、受理したということか。

(議長) 昨日は午前中に、議会運営委員会の正副委員長・正副議長・議会事務局で会議前の打合せの予定があり、田崎議員には1時間以上かけて十分に話をした。その場で、辞職願を提出すると発言されたがなかなかまとまらず、午後3時過ぎに提出があった。

(なかじま委員)

私が田崎議員と直接話をしたところ、会派異動に係る対応として自分が委員を辞職するかどうかは、議会運営委員会の場で、自分が退席する形で諮ってほしいということを議長に伝えたが、議長・副議長から強く辞職を求められたと聞いている。これは事実か。

(議長) そもそも、田崎議員が委員を続けるかどうかということ以前に、会派に属さない同じ立場の議員が3人になっているので、その点を先に解決すべきであると何度も伝えた。

(富田委員) 田崎議員が委員として選任された時点での手続きには問題はない。問題とされているのは、その後に会派を解散して会派に所属しなくなったのに委員のままでよいのか、ということだと思う。申合せには、委員を決める際の重要なことは記載されているが、決まった後のことは特に記載がない。委員に決まった時点で手続き上の問題がなければ、後のことは問わなくてよいのではないのか。

(議長) 繰り返しになるが、臨時会終了後1週間という期間で会派に属さない議員が3人になり、田崎議員の他の2人が委員になることもできる状況になった。会派「香流」の意見も一つの意見として受けたが、最終的には皆の意見をまとめた結果として話をしている。

(なかじま委員)

議長は公平公正な立場として各議員からの意見をまとめ、議長判断で田崎議員に辞職を求めたということによいか。

(議長) そのとおりである。

(なかじま委員)

議会運営委員会に関する申合せ事項には「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という記載があって、あくまで議会内のバランスを取るための運用指針として機能してきた。会派に属さない議員を排除するためのルールではないので、一度委員に決まった人を、議会運営委員会でない場で辞職させるということは、議長の職権濫用だと思う。

過去にも、会派に属さない議員が議会運営委員会の委員を務めてきている。ホームページ上に議事録が掲載されている平成23年以降はずっと委員に入っており、議会運営委員会に関する申合せ事項の最終改正時点である令和元年5月1日以降だけ見ても、7回の会派異動があって、全て会派に属さない議員が委員に入っている。議会運営委員会の会議録には、会派に属さない議員を委員として入れるかどうかの話し合いがされた記録はない。

田崎議員に限って、議長が強く辞職の申し入れをしたのは公平公正ではないと思うが、どうか。

(議長) 会派に属さない議員を委員に入れるかどうか、入れるなら誰を委員とするかは、当然、その都度話し合って決めてきたはずである。

今回は、5月臨時会時に会派に所属していた田崎議員が委員となったが、その後会派を解散して会派に属さなくなった。会派に属さない議員が3人になった状況の中、そのまま田崎議員を委員として認めるかどうかは、一度3人が同じ土俵に立って話し合うべきだという意味で話をしている。

(なかじま委員)

申合せ事項にある「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という記載は、あくまで議会内のバランスを取るための運用指針であり、会派

に所属しない議員を排除するルールではない。逆れば資格があった者に対し、今資格がないからといって排除するのはおかしい。議長は、会派に所属しない議員を排除することに問題はないと考えるのか。

(議長) 排除するとは決して言っていない。今までは会派に属さない議員がわたなべ議員 1 人だったので、委員外議員として議会運営委員会に出席してきた。今回、会派に属さない議員が 3 人になり、まずは会派に属さない議員を委員に入れるかどうかを話し合い、入れるなら誰を委員とするかを決める必要があると言っているのである。

(副委員長) この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前 10 時 46 分>

<再開：午前 11 時 00 分>

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を再開する。

今後どのようにすべきかについて意見を伺う。

(富田委員) 今後のことを話し合う必要はあるが、そもそも田崎議員の辞職が正当なものかをはっきりさせないと、今後どのようにすべきかも判断できない。なかじま委員の発言のとおり、過去に会派に属さない議員も委員を務めてきているのであれば、会派を解散したとしても委員を継続してよいのではないか。

(木村委員) 5 月臨時会時、田崎議員は会派「無会派の会」の代表として委員の 1 人になった。その後会派を解散したので、会派「無会派の会」の代表として委員を継続するのはおかしいのではないか。いったん辞職して、1 人欠員の状況とし、その欠員分を新たにどのように選出するかは、改めて話し合う必要がある。議長の発言の主旨はこういうことだと思う。会派に属さない議員を排除するという意味合いでない。

(なかじま委員)

木村委員の発言は、会派の異動があるたびに委員は資格を失い、いったん辞職すべきであるということか。そうであれば、議会運営委員会に限らず、常任委員会も各会派から委員が選出されているので、同様に辞職すべきという考えか。

(木村委員) 常任委員会の委員については、各会派から何人というようなルールはない。

(なかじま委員)

議会基本条例に、常任委員会の委員も概ね会派の人数に応じるという規定がなかったか。

(議長) 議会運営委員会は市議会の様々な課題等を諮る委員会であることが特徴で、会派制をとっている本市議会では、会派から委員を出すという意味合いが大きい。常任委員会とは少し性質の違う委員会であると思う。

(なかじま委員)

何度も伺うが、会派に属しないと議会運営委員会の委員になる資格がなく、

会派を解散して資格がなくなったから、議長が辞職を求めたということか。

(議長) 繰り返しになるが、私一人の考えではなく、この委員会に出席していない委員外の議員を含め、会派の代表にも意見を聞いてまとめた結果であり、会派に属さない議員を必ず排除するということではなく、会派に属さない議員を委員とするかどうか、委員とするなら、会派に属さない3人の議員のうち誰を委員とするかについて、きちんと話し合わないといけないと伝えている。

(なかじま委員)

委員としてふさわしくないとやったのはどの議員か。

(議長) 委員にふさわしくないとはいっていない。会派に属さない議員が3人になったので、話し合って決め直すべきだということである。

具体的な議員名は申し上げないが、多くの議員の意見である。

(なかじま委員)

少なくとも私と冨田委員は、昨日議長にこの対応は間違っていると伝えた。

他にも同じ意見の委員がいればこの場で発言していただきたい。

(山田委員) 会派「ながくて」としても私個人としても、5月臨時会時に議会運営委員会の全会一致で田崎議員を委員長に選任したわけであり、どのような課題があつて、どのようなルールに基づいて委員を辞職しなければならないかという経緯を、まず本委員会の場で語りたいという考えであつた。議長からは、「いったん委員を辞職して、会派に属さない議員を委員とするかどうか、委員とするなら会派に属さない3人の議員のうち誰を委員とするかを話し合い、その上で田崎議員が委員となれば、また委員長に選任することもできる」という前向きな話があつたことも事実である。ただ、本日の委員会から突然委員長が不在という状況では、会議として成立しないのではないかとすることを議長に伝えている間に、田崎議員から辞職願が提出されたとのことであつた。

(ささせ委員外議員)

今日は大島委員が欠席されているが、会派「翼」の意見はどのようなか。

(議長) 事前に文書でいただいている。

議会運営委員会に関する申合せ事項では、「委員の数は各会派の所属議員に概ね比例して選出するものとする」とされており、会派代表者として届出されている議員が委員に就くという規定はないものの、少なくとも会派を代表する立場で出席できる者であることを予定している。慣例では、会派に所属しない議員はそこから互選して代表者を選出し、委員外議員として出席しているが、委員として選出されているわけではない。

委員選出後に会派に属さない議員となった場合については、申合せには具体的な記載がなく、選出時に会派に所属していれば、選出後にどうなろうが関係ないと考える余地はある。しかし、申合せで「委員の数は各会派の所属議員に概ね比例して選出する」としている趣旨は、会派制を採っている本市議会において、各会派の代表として出席する者の間で意見をまとめ、円滑な議会運営を行うことを意図している。議会運営において会派のまとまりを単位として対応

しないのであれば、そもそも本市議会で会派制を採用している意味がない。よって、委員選出後に会派に属さない議員となった場合は、速やかに新しい会派を発足したり、既存の会派に加入したりしない限り、議会運営委員として選出される根拠を失うと考える。

このような内容の意見であった。

(富田委員) 今の意見の中に「会派に属さない議員は委員外議員として出席していて、委員ではない」とあったが、先ほどなかじま委員が発言されたように、会派に属さない議員も過去から議会運営委員会の委員を務めてきている。

「臨時会終了後1週間という期間で会派を解散し、会派に属さない議員が3人になったから」とのことだが、臨時会終了後、例えば1週間とか2週間以内に会派を解散したら委員になれないなどのルールはない。ルールがない中、一度決めた委員に遡って辞職させることが本当に適切な対応なのか。

(議長) 様々な意見があると思う。ただやはり、会派に属さない3人の議員がまずは同じ土俵に立った上で、議会運営委員会の委員1人を欠員とするのか、会派に所属する議員から選ぶか、会派に属さない議員から選ぶか、会派に属さない議員から選ぶなら誰にするかを話し合うべきだと判断した。

(なかじま委員)

議長は、令和2年5月8日の時点で会派に属していないが、議会運営委員長をされている。どういうことか。

(議長) 会派に所属していない期間があったかは分からないが、臨時会の前に4人の会派に所属していて解散し、すぐに岡崎議員と会派を組んだと思う。

(なかじま委員)

田崎議員に辞職を求めるなら、過去のこともきちんと調べてからにするべきではなかったのか。答えは、副議長からでもよい。

(ささせ委員外議員(副議長))

様々な意見があることは前提として発言する。

前回の委員会で、私が議会運営委員会に委員外議員として出席するかどうかを諮っていたが、「議会運営委員会に関する申合せ事項」と「長久手市議会運営上の先例」にある文言のそごについて疑義があることが問題とされた。申合せには「副議長は委員会に出席しない」とあり、先例では「副議長は議会運営委員会に出席する」とされていることについてである。

会議の前の週に私は、委員長であった田崎議員に、「今まで副議長は委員外議員として出席してきているので、通常どおり委員外議員としての出席を諮って認めていただき、その後で、どうして文言にそごが生じているのか等を議論していただきたい。その際には退席する」とお願いした。しかし田崎議員は、申合せに「副議長は委員会に出席しない」と書いてある以上、出席する資格はないので、初めから出席することは適当でない。委員外議員としての出席を諮る以前に、議論が必要だと判断された。現状の田崎議員の立場と同じである。私は過去の議事録等を調べ、議会運営委員会に出席しないという記載はなく、「常

任委員会には、副議長として出席しない」ものとする旨の記録をやっと見つけ、話し合いのテーブルに載せていただいた。

申合せは、議員の先輩方が議会運営において最も適切だと考えられる形として残してきたものだと思うが、いろいろな意味に読み取れる曖昧な表現については確認が必要である。

今回の件については議長の発言のとおり、会派に属さない議員の1人が委員長、1人が委員外議員という状況ではなく、まずは3人が同じ立場で話し合い、その上で田崎議員が委員となられるのであれば、改めて議会運営委員会の場で委員長の選任について諮るのがよいと考える。

(なかじま委員)

議長は先ほど「多くの議員からの意見だ」と言われたが、会派「ながくて」の3人と会派「香流」の3人、少なくともこの6人からは、今回の対応が適当であるという意見は一切なかったと思う。開かれた場でないところで議長が決定されたことに、強い遺憾の意がある。

会派「翼」からは会派に属さない議員は排除してよいというメッセージがあったが、16人の議員は公平であるべきであり、会派に属さないからという理由で議会運営の場から排除するという扱いは、倫理的に大きな問題である。これを話し合うべき場が議会運営委員会であるのに、会議を開く前に辞職を強く申し入れたことは、大きな問題である。

(議長) 会派に属さない議員が3人いる中で、田崎議員1人をそのまま委員として認めるということは、他の2人は意見を言う機会が与えられないことになる。他の2人の議員との公平性はどう考えるのか。

(なかじま委員)

それこそが議会運営委員会で話し合うべき内容である。

議長は、会派「香流」や会派「ながくて」の意向に反し、会派「翼」の意向に沿って一方的な決断をした。強い遺憾の意がある。

会派に所属している時点で委員に選任され、委員会で特別に議論するようなこともなく委員長に就いたのに、委員会でない場で辞職を指示することがそもそもおかしい。議長の権限はそこまで強いのか。

(議長) 繰り返しになるが、会派に属さない3人の議員のうち1人が委員長、1人が委員外議員という状況のまま話し合いをするのではなく、まずは3人が同じ土俵に立った上で、委員1人の枠を、会派に所属する議員から選ぶのか、会派に属さない議員から選ぶのか、会派に属さない議員から選ぶなら3人のうち誰が委員となるのかということを、順番に進めるべきだと言っている。

(富田委員) 仮に田崎議員が辞職届を提出しなかったら、どのように進めようと考えていたのか。

(議長) 皆で話し合うしかない。

(富田委員) 本来はそこからではないか。密室の中で何人かに辞職を求められ、結論が決まらない状態で時間もどんどん過ぎていく中、「まだ頑張ります」とはなかなか

か言えない。皆で話し合って、おかしいということを本人が納得した上で辞職すべきである。なぜそのようにしなかったのか。

山田委員の意見のとおり、本委員会で田崎議員を委員長に選任したので、辞めるときも本委員会で決めるべきである。委員長という立場は保持したまま、いったん委員外議員として話し合いに出席するということもできたのではないか。

(事務局) 一般論としては、委員外議員はあくまで委員ではないので、委員長のまま委員外議員になることはできないと考える。

(副委員長) 議長は先ほどから、まずは田崎議員が委員を辞職して、会派に属さない3人の議員が同じ土俵に立った上で、委員の欠員1人分を、会派に所属する議員から選ぶか、会派に属さない議員から選ぶか、会派に属さない議員から選ぶなら誰にするかを話し合うべきだと判断したと発言されている。

なかじま委員や富田委員が主張されているのは、そもそも辞職をするかどうかから委員会で諮るべきであり、その場をなぜ持たなかったのかということだと思う。実際にはすでに辞職願が提出されて受理された状況だが、辞職届の提出がなかったことにして、あらためて話し合いの場を持つべきだという意見か。

(なかじま委員)

受理の手続きが済んだ辞職願については、なかったことにはできないと理解している。ただ、田崎議員本人から聞いた話では、自分の進退については議会運営委員会の場で諮ってほしいと再三お願いしたが、すぐに辞職願を提出するよう言われたということである。本人がいない場で物事を決めるのは公平性に欠けると思うので、本来、議会のルールを決めるのは議会運営委員会の所管だが、全員協議会で話し合いをすべきである。

(副委員長) 全員協議会で何を話し合うのか。

(なかじま委員)

議長や副議長が田崎議員に辞職を強要したことが正しかったのか。議会運営委員会の委員長として認められていたにも関わらず、密室でされたある一部の議員からの申し入れにより議長が判断したことが正しかったのか。今後どのように議会運営をしていくのか、ということである。

全員協議会であれば、公開された会議であり議事録も残るので、誰かが陰口を叩かれているというような憶測を呼ぶこともない。

(ささせ委員外議員 (副議長))

「密室」とは、かなり限定的な、出入りもできない拘束された場のようなイメージである。様々な議員が、様々な形で話をされていると思うが、少なくとも「密室」の中で知らない間に行われたようなものではないと認識している。

(なかじま委員)

私は、市民に開かれていない場を「密室」と定義して話をしている。議会運営委員会の場であれば、どのような経緯で議会の人事が決まるのか、各議員が議会運営にどのように関わっているのかが市民にも見える。先ほど会派「翼」

の意見は紹介されたので把握できたが、その他の議員がどのように議長に話をされたのか、私には知る術もないので「密室」と表現した。

(山田委員) 前回の委員会では委員長として抱負を述べられていたのに、本日の委員会から突然不在という状況がおかしく、その経過を「密室」と表現したと解釈する。

議長・副議長の辞職の際は、それを認めるかどうかを本会議で諮る。同様に、委員を辞めるときも、認めるかどうかは委員会で諮るべきである。辞職願を出して退席後、傍聴者としてその場にいていただき、委員会で辞職願を受け入れるかどうかの判断をするという過程があるべきだったと思う。

ただ、もう辞職願は受理されているので、次の展開についての議論をしていかないと進まない。

(副委員長) 次の話し合いは、議会運営委員会、全員打合せ会、会派代表者会議など、どの場とするか。

(なかじま委員)

全員協議会という、田崎議員本人がいる場で話し合いをすべきである。

(わたなべ委員外議員)

全員協議会で、何をどこまで明らかにするのか。

(富田委員) 田崎議員がなぜ委員辞職に至ったのかの説明をしてほしいし、本人からも話したいことがあるかもしれない。公開の場で明らかにした上で、辞職願が受理されたこと自体はなかったことにはできないので、今後の課題について話し合うのがよい。

(なかじま委員)

市民への説明責任としても、議長が何の法的根拠を基に、辞職を求めるという最終的な判断をされたのか、きちんと説明していただきたい。

(副委員長) 近日中に全員打合せ会を開くことはできるか。

(事務局) 「長久手市議会運営上の先例」では、「全員協議会は必要に応じ議長が招集する」とされている。近日中で全議員が集まるのは令和7年6月6日の開会日であり、それ以外の日に開催するのであれば日程調整が必要である。

(なかじま委員)

議会だよりの5月臨時会号の最終校が昨日上がってきたが、議会運営委員会の人事の部分をおのまゝ発行してよいのか、大きな問題だと思う。5月の臨時会で決めたこと自体は記事のとおりだが、委員辞職の問題について明らかになっていない状態のまま、この発行物を出してよいのかどうか。発行の前に広報広聴協議会も開くべきではないか。5月臨時会号の発行スケジュール上は6月3日が校了とされているが、6月6日の最終判断で発行に間に合うのか。

(副委員長) 確認した上で、議長に調整していただくこととする。

(事務局) 本日の議題「(1) ウ 議事日程」で確認した議事日程(第1号)に、日程第3として「議会運営委員会委員の選任について」と入っている。6月6日の本会議の散会後にこのことについて協議するのであれば、この日程を削除する必要がある。

(事務局) 議事日程(第2号)の日程第1「議会運営委員会正副委員長の選任について」も難しいと思うので、削除する必要がある。この2点について修正しておくことでよいか。

(なかじま委員)

議事日程の変更が確定になったら、本会議の開会前に議会運営委員会を開いて諮ればよい。

(副委員長) 現タブレット端末のリースアップ後の対応については、次回の議題とする。会派の意見をまとめておいてほしい。

(副委員長) 次回は令和7年6月24日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。